

## [事案 22-159] 解約返戻金支払等請求(不受理)

・平成 23 年 3 月 9 日 不受理決定

### <事案の概要>

昭和 57 年に加入した定期付養老保険について、平成 2 年に定期付終身保険に転換し、同 12 年に減額更新し、同 22 年に解約した申立契約について下記の点につき要求したい。

- ① 解約に関して、受け取った解約返戻金が少ない。初回の契約条件による平成 22 年 7 月までの払込みによる解約返戻金額を支払うとともに、解約返戻金の算出根拠を明示してほしい。
- ② 転換契約に関して、営業職員の発言（積立金の返金）にしたがって、転換当時に受け取らなかった積立金を支払ってほしい。

### <不受理の理由>

裁定審査会は、申立内容の適格性審査を行った結果、いずれの申立ても、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条第 1 項第 9 号に基づき、申立てを不受理とした。

- (1) 初回の契約条件による平成 22 年 7 月までの払い込みによる解約返戻金の支払いの申立て  
① については、なぜ初回の契約条件にしたがうべきなのか等、解約返戻金の支払いを求める根拠が不明確である。
- (2) 契約転換時に営業担当者の説明のあった積立金の返金の申立て ② については、営業担当者の発言を問題とし、契約者貸付請求書の説明の申立てについては書面作成の経緯を問題としているが、いずれの点についても、当時から約 20 年が経過していることから、当事者双方の当時の記憶・記録が定かでないことが考えられ、公正な判断を行うためには、厳密な証拠調手続をもたない裁定審査会において裁定を行うには適当でなく、裁判所における訴訟手続によることが適切である。